令和5年度 財政的援助団体等監査実施結果の概要

山梨県監査基準に準拠し、地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和5年度における財政的援助団体等監査の結果は、次のとおりである。

1 監査対象団体

- (1) 県が資本金等の4分の1以上を出資(出捐)している団体(出資団体)
- (2) 県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)
- (3) 公の施設の管理を行わせている団体(公の施設管理団体)

2 監査実施団体 17団体

(1)出資団体 10団体

公益財団法人 山梨県国際交流協会

公立大学法人 山梨県立大学

社会福祉法人 山梨県社会福祉事業団

地方独立行政法人 山梨県立病院機構

株式会社 清里の森管理公社

公益財団法人 山梨県スポーツ協会

公益財団法人 山梨県農業振興公社

公益財団法人 山梨県子牛育成協会

山梨県道路公社

公益財団法人 やまなし文化学習協会

(2) 補助金等交付団体 2団体

山梨交通 株式会社【山梨県バス運行対策費補助金】

山梨県高等学校体育連盟【山梨県学校体育団体等関係事業費補助金】

(3) 公の施設管理団体 5団体

合同会社 丹青やまなし【リニア見学センター】

やまなしダイバーシティ推進共同事業体【やまなし地域づくり交流センター】

社会福祉法人 山梨県手をつなぐ親の会

【あゆみの家、育精福祉センター成人寮・児童寮】

株式会社 富士グリーンテック【飯田野球場、御勅使南公園】

芙蓉建設 株式会社【特定公共賃貸住宅(甲府市内)、準特定優良賃貸住宅(甲府市内)、

県営住宅(甲府市内9団地)】

3 監査対象期間

令和4年度

4 監査実施期間

令和5年9月15日~令和6年1月16日

5 監査結果区分

- ・指摘事項 法令等に違反するなど著しく不適切な事務処理等と認められるもの
- ・指導事項 指摘事項以外で特に改善を要すると認められるもの
- ・注意事項 不適切な処理の内容が軽易なもので、単純な誤謬に起因すると認められるもの

6 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理されていたが、一部 において改善を要する事項が認められた。

監査の結果、指摘事項、指導事項、注意事項とした区分ごとの集計は、次のとおりである。

)は昨年度

・指摘事項のあった団体・・・・・・・・・・・・・・・ 2団体(0団体)

件数 2件 (0件)

・指導事項のあった団体・・・・・・・・・・ 12団体(13団体)

件数 31件 (29件)

・注意事項のあった団体・・・・・・・・・・・ 9団体(8団体)

件数11件(11件)計44件(40件)

※指摘事項、指導事項及び注意事項がなかった団体・・・ 5団体(2団体)

7 指摘事項等の概要

- ○指摘事項(2団体、2件)
 - ·公立大学法人 山梨県立大学

産業廃棄物収集・運搬及び処分等の委託契約は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行 令により金額等にかかわらず契約書を作成しなければならないが、池田キャンパス4号館3 階・4階の改修工事に伴う廃棄物処理契約について、契約書を作成していなかった。

・株式会社 清里の森管理公社

前回の監査において、貸倒引当金について、個別注記表で法人税法の規定による繰入率によるほか、債権の内容を検討して計上しているとあったが、長期未収入金の貸倒引当金について、債権の内容を検討した計上が行われていなかったことから指摘事項とした。

今回の監査においては、前回指摘した長期未収入金は、貸倒懸念債権として債権の50%相当額を貸倒引当金として処理していたが、その他の長期未収入金については、法人税法の規定による繰入率(1000分の6)によって計上されていた。その中には貸し倒れの可能性が高い長期未収入金が含まれており、債権の内容を検討した貸倒引当金の計上がされていないものがあった。

- ○指導事項(12団体、31件)
 - ・規程等に定める事務処理が行われていないものや不備があるもの 6件
 - ・財務諸表等に係る不備 6件
 - ·長期未収金 5件 等
- ○注意事項(9団体、11件)
 - ・財務諸表等に係る軽微な不備 3件 等

8 監査結果に基づく意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査結果に関する報告に添えて提出する総括的な意見は次のとおりである。

今回の監査において、各団体で定められた規程等に沿った適切な事務処理が行われていないものや、会計処理の誤りにより財務諸表等が正しく作成されていないもの、また、指定管理施設の管理運営業務仕様書等に定められた事務処理が行われていないものなどが見受けられた。

所管課においては、団体に対し、今回の指摘事項、指導事項及び注意事項について事務改善を促し、その取組の実施状況を的確に把握するとともに、他の団体の監査結果にも十分留意し、事務処理の更なる適正化に向け、引き続き必要な指導・助言に努められたい。